

随意契約によることとした理由

1 業務名

広島城三の丸整備等に係る民間事業者の公募・選定支援業務

2 業務概要

広島城三の丸については、「広島城への来訪者のおもてなし拠点」を目指すこととしており、令和3年7月に、新たな機能導入の方針並びに整備計画及び管理運営に係る基本的な条件を定める「広島城三の丸整備基本計画」を策定し、今後、整備及び管理運営を行う民間事業者の公募・選定等を実施することとしている。

本業務は、本市が広島城三の丸の整備並びに広島城一帯の用地及び建物の管理運営に係る民間事業者の公募・選定を的確に実施することができるよう、民間事業者の公募から事業者選定、協定等の締結までに必要となる各種検討や公募に要する資料の作成等を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市東区光町一丁目13番20号

(2) 商号又は名称

八千代エンジニアリング株式会社広島支店

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、受託者が持つ知識や経験、それらに基づく提案力によって大きく成果の異なる性質であることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、事業者の履行能力等を評価し、最も適した者を選定することができる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザル手続において2者から提案書が提出され、「広島城三の丸整備等に係る民間事業者の公募・選定支援業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者の提案書が最も高い得点であったことから、同者を受託候補者として特定した。